

資料 2-3

「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく

熊野川の取組方針（案）

平成 28 年 7 月 21 日

~~（改定）平成 30 年 12 月 25 日~~

（改定）令和元年 9 月 4 日

熊野川減災協議会

田辺市・新宮市・北山村・熊野市・紀宝町・和歌山県・三重県・和歌山地方気象台
津地方気象台・国土交通省近畿地方整備局

内容

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	4
3. 熊野川の概要と平成 23 年 9 月台風第 12 号で得られた教訓	5
3.1. 熊野川の概要	5
3.2. 平成 23 年 9 月台風第 12 号（紀伊半島大水害）の教訓	6
4. 現在の取組状況	7
5. 減災のための目標	14
6. 概ね 5 年で実施する取組	15
6.1. ハード対策の主な取組	15
6.2. ソフト対策の主な取組	16
7. フォローアップ	27

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

熊野川下流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全・安心を担う沿川の新宮市、紀宝町、和歌山県、三重県、和歌山地方気象台、津地方気象台、近畿地方整備局で構成される「熊野川下流部減災対策協議会」を平成 28 年 6 月 13 日に設立した。さらに、平成 29 年 5 月に水防法の改定により、和歌山県・三重県管理河川が対象河川に加えられることとなった。これを受け、これまでの協議会の名称を「熊野川下流部減災対策協議会」から「熊野川減災対策協議会」に変更すると共に、平成 29 年 7 月に、図 1 に示す熊野川指定区間、水位周知河川他を加えた検討を行うために、参加機関として、和歌山県田辺市、北山村及び三重県熊野市が参加し、和歌山県、三重県が事務局に新たに加わることとなった。

熊野川沿川は、国道 168 号、国道 169 号、国道 425 号、国道 311 号が走り、河口付近には国道 42 号及び JR 紀勢本線が渡河するなど交通の要衝となっている。また、流域の歴史は古く、大峯山や熊野三山等にみられる宗教文化の中心地としても広く知られ、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されているなど紀南地方の社会、経済、文化の基盤をなしている。流域内は吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園に指定されるなど、豊かな自然に恵まれ、全国屈指の多雨量流域であることから、古くからその豊富な水量を利用した水力発電が行われてきた。

熊野川流域は台風常襲地帯であり、過去にも大きな災害を経験しているが、近年では平成 23 年 9 月の台風第 12 号により、計画を上回るような大規模な洪水に見舞われ、熊野川

流域で甚大な洪水・土砂災害が発生した。本協議会では計画規模を上回る洪水被害が発生しうるという視点に立ち、過去の災害の教訓から課題を抽出し、「命を守る・被害を軽減する・早期復旧する」を主眼において取組方針を策定することとし、概ね5か年の防災・減災対策の目標を『計画規模を上回る洪水による被災経験を踏まえて、いかなる洪水に対しても一人一人が命を守る行動をとり、発生しうる被害を最小限に食い止めることとし、社会経済活動の早期回復を可能とする防災・減災社会を作る』と定めた。

この目標に対して、取組方針に基づいた具体的な実施項目を抽出した。抽出にあたっては、これまでに本協議会を構成する各機関が既に防災・減災対策に着手していることを鑑み、施策に配慮した取組方針を提示している。

主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりとりまとめた。

- ・ハード対策では、洪水を河川内で安全に流す対策として河道掘削などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤、危機管理型ハード整備等を実施する。
- ・ソフト対策では、住民・協議会構成機関が、「水防災意識社会の再構築」に向け、継続的な取組に加えて、新たな防災・減災対策を実施する。なお、主体となる機関だけではなく、関係機関の相互支援を前提とする。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直す。また、実施した取組について訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき作成した。



図1 協議会で対象とする河川区間

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは、以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
田辺市	市長
新宮市	市長
北山村	村長
熊野市	市長
紀宝町	町長
和歌山県	県土整備部長
三重県	県土整備部長
気象庁	和歌山地方気象台長 津地方気象台長
近畿地方整備局	紀南河川国道事務所長

3. 熊野川の概要と平成 23 年 9 月台風第 12 号で得られた教訓

3.1. 熊野川の概要

熊野川（水系名：新宮川、河川名：熊野川）は、その源を奈良県吉野郡天川村の山上ヶ岳（標高 1,719m）に発し、大小の支川を合わせながら十津川渓谷を南流し、和歌山県新宮市と三重県熊野市の境界で大台ヶ原を水源とする北山川を合わせ熊野灘に注ぐ、幹川流路延長 183km、流域面積 2,360 km²の一級河川である。

熊野川の代表的な水害として、明治 22 年 8 月十津川大水害、昭和 34 年 9 月伊勢湾台風、昭和 57 年 8 月台風第 10 号、平成 9 年 7 月台風第 9 号、近年の平成 23 年 9 月台風第 12 号及び 15 号がある。

いずれも甚大な被害をもたらした洪水であり、昭和 34 年 9 月伊勢湾台風は、熊野川改修の契機となり、昭和 57 年 8 月台風第 10 号では内水被害が発生し、市田川水門・排水機場の整備に着手した。平成 9 年 7 月台風第 9 号は、相野谷川の被害が大きく、水防災特定河川事業を実施している。さらに、平成 23 年 9 月台風第 12 号においては、基準点（相賀）で計画規模（19,000m³/s）を上回る洪水（24,000m³/s）が生じ、熊野川本川及び相野谷川において甚大な浸水被害が生じた。熊野川激甚災害対策特別緊急事業の契機となり、平成 23 年から掘削・築堤等を実施し、再度災害の防止を図ってきた。平成 29 年度からは、事前予防対策として、熊野川を緊急対策特定区間※に設定し、概ね 5 年間で、重点的に河道掘削等を実施する。

3.2. 平成 23 年 9 月台風第 12 号（紀伊半島大水害）の教訓

計画規模 ($19,000\text{m}^3/\text{s}$) を上回る洪水 ($24,000\text{m}^3/\text{s}$) が生じた平成 23 年 9 月台風第 12 号紀伊半島大水害の主な教訓は、以下のとおりである。

『命を守る』

平成 23 年 9 月台風第 12 号は、計画を上回るような大規模な洪水であり、危機的な状況を事前に予測することが難しかったため、住民の避難行動の開始が判断しにくい状況となった。結果、避難することが出来なくなった住民が家屋に孤立し、消防団等に救出されるなどした。さらに、計画を上回る洪水であったことから、支川相野谷川の輪中堤では越水し、堤防が転倒したことにより、被害が大規模なものとなった。

『被害を軽減する』

紀伊半島大水害において、熊野川本川堤防では 7か所から越水し、新宮市市街地では 2,300 戸あまりの浸水被害が生じた。消防団員、水門操作員等が水防活動を実施したが、計画を上回る規模の洪水といった条件下では、消防団員、水門操作員の安全を確保するための体制が十分に整っていなかった。また、計画を上回る規模の洪水であったことから排水機場が水没し機能を停止したため、相野谷川の水位を低下させることが出来ず、被害が拡大するとともに、河川管理施設に設置した観測機器や通信機器が浸水・流出し、機能が停止したため、河川水位の状況把握に支障が生じた。

『早期復旧する』

計画を上回る規模の洪水の発生により、相野谷川排水機場が水没し機能を停止したため、相野谷川が長時間浸水した。また、災害復旧・復興時に、大量の災害ゴミが発生し、処分に時間と多額の費用を要するとともに、仮設住宅の確保やその建設地の選定が困難となることが分かった。

4. 現在の取組状況

平成 23 年 9 月台風第 12 号による浸水被害において、避難勧告等の発令基準、防災組織の協力・連携体制、及び水防資機材の確認状況、水防活動の事前準備など、これまでの水害対策に課題があることが確認された。

このため、各機関において、この教訓を踏まえて避難判断基準の策定、住民を主体とした防災教育や防災意識の向上のための啓発活動、避難訓練、水防訓練、情報伝達訓練、河川整備、排水施設の整備といった、自助・共助・公助の視点に立った様々な取組が実施されており、今後も継続的に実施していくという認識の上で、課題や取組方針を検討した。

本協議会では、協議会構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状の取組を踏まえた更なる課題を抽出し、平成 32 年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組む内容を以下のとおりにとりまとめた。

協議会構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、次頁以降のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○熊野川の直轄管理区間において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を紀南河川国道事務所のウェブサイトにて公表している。 ○熊野川の県管理区間において、計画規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。 ○過去の浸水実績をハザードマップ等で公表している。 <p>●浸水エリアに関する情報や周知が不足している。</p>	A
避難勧告等の発令基準等について	<ul style="list-style-type: none"> ○国・各市町において、河川水位と避難勧告の発令時期などに関するタイムラインを策定中である。 ○避難勧告等の発令基準を策定済み。 ○「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を策定済み。 ○洪水予報河川、水位周知河川で水位設定を行っている。 ○洪水警報、危険水位等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。 ○降水予測を行い、避難が夜間になることを考慮した避難勧告等の発令準備を整備。 <p>●国・各市町以外の関係者も含め、役割分担を明確にしたタイムラインが作成されていない。</p> <p>●台風等の襲来に際し、事前の備えや出水への対応など、体系的な整理と検証が必要である。</p> <p>●より的確なタイミングで詳細な情報共有が必要である。</p> <p>●実際の防災行動の中で、PDCAサイクルに基づいて現行の避難勧告等の発令基準の有効性を確認する必要がある。</p>	B

項目	○現状と●課題	
避難場所・避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> ○計画規模での浸水想定区域図をもとに各自治体にてハザードマップを作成・公表し、避難場所の周知を行っている。 ○避難先の安全レベルを3段階で評価している。 ○避難誘導に係る案内看板・誘導灯などは概ね整備されている。 <ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表に伴うハザードマップの作成、 ●避難場所、避難経路の見直しが必要である。 ●避難場所、避難経路の見直しに伴う避難誘導に係る案内看板・誘導灯等の検討が必要である。 ●大規模氾濫により孤立集落が発生するおそれがある。 ●想定最大規模の浸水を考慮した広域避難計画の具体的な内容の検討が必要である。 	C
住民等への情報伝達の体制や方法について	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線のデジタル化整備を行っている。 ○各機関がウェブサイト、テレビ等で洪水予報や河川水位、カメラ映像、気象情報の情報提供を実施している。 ○要支援者に関してはタイムラインに基づいて注意喚起等を行っている。 ○防災わかやまメールで河川水位情報を配信している。 ○ダム下流の一部地区では、放流量に関する情報提供、避難体制への取り込み等を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ●情報伝達手段の多重化により情報発信・伝達作業が複数あるため、職員の負担に配慮した情報発信の効率化が必要である。 ●現在の洪水予報文では、対象区域・切迫感が伝わりにくいことが懸念される。 ●より的確なタイミングでの分かり易い情報提供が必要である。 	D

項目	○現状と●課題	
避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導看板の設置等を支援している。 ○避難行動要支援者名簿が作成されている。 ○要配慮者利用施設管理者等へ説明会等を実施している。 ○要配慮者利用施設管理者との合同避難訓練やワークショップ等を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ●想定最大外力に対して現状の避難誘導体制の有効性を確認する。 ●避難行動要支援者の避難誘導体制が十分でない。 ●要配慮者利用施設における避難確保計画の早期策定が必要である。 	E
防災に関する啓発活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会単位での啓発活動、防災訓練を実施している。 ○出前講座を実施している。 ○「和歌山県防災教育の手引き」を作成し、防災教育を実施している。 ○避難対策ワークショップ運営の手引きを作成している。 <ul style="list-style-type: none"> ○小中学校において防災教育を実施している。 ●洪水災害に対する危機意識の更なる向上が必要である。 	F

※想定最大外力とは、「想定しうる最大規模の外力（L2）」のことをいう。

②水防に関する活動

項目	○現状と●課題	
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイト、テレビ等で洪水予報や河川水位、カメラ映像、気象情報の情報提供を実施している。 ○洪水警報、危険水位等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知している。 ○防災わかやまメールで河川水位情報を配信している。 ○防災みえJPメールで河川水位情報を配信している。 ○河道掘削や排水機場等の事業効果について、出水後速やかに周知している。 <ul style="list-style-type: none"> ●各管理者の情報を一括して配信できる仕組みが必要である。 ●上流利水ダム群の流入・放流等のより細やかな情報提供が必要である（30分更新から10分更新に）。 ●大規模氾濫時の消防団員、水門操作員への確実な情報伝達が必要である。 ●より的確なタイミングで詳細な情報共有が必要である。 	G
河川の巡視区間について	<ul style="list-style-type: none"> ○特定箇所のみ巡視を行っている。 ○重要水防箇所について出水期前後に各1回、点検を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ●大規模氾濫時について、現状の巡視ルート・区間を確認する必要がある。 	H
水防体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○水防倉庫に資機材を保管している。 ○水防訓練を実施している。 ○出水が見込まれる場合、テレビ会議で情報共有等を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ●備蓄している水防資機材について、大規模氾濫時に不足が生じるか確認する必要がある。 ●より円滑な水防活動の実施が必要である。 ●水防団員が減少すると、十分な水防活動が行えない。 ●水門、樋門等の情報共有ができておらず、運用に支障を来す恐れがある。 	I
市町村庁舎、災害拠点病院等の灾害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部となる施設について耐水化を実施している。 ○災害拠点病院との連絡体制が概ね確立されている。 <ul style="list-style-type: none"> ●大規模氾濫時について、防災機能確保の検討が必要である。 ●災害拠点病院との情報伝達体制の確立が必要である。 	J

③河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状 と ●課題
堤防等河川管理施設の現在の整備状況	<p>○激特事業による河道掘削を実施している。</p> <p>○国・県管理河川に水位計・WEB カメラを設置している。</p> <p>○水防資機材倉庫は概ね整備されている。</p> <p>○排水施設等を整備している。</p> <p>●激特事業完成に向けて河道掘削を継続的に実施する必要がある。</p> <p>●堤防天端、堤防裏法尻の補強等を継続的に実施する必要がある。</p> <p>●現在の水位計、WEB カメラの設置箇所のみでは氾濫の危険性を正確に把握できない恐れがある。</p>

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	○現状 と ●課題
排水施設、排水資機材の操作・運用について	<p>○紀南河川国道事務所に排水ポンプ車を 3 台配備している。</p> <p>○海草、那賀、伊都、西牟婁建設部にポンプ車を配備している。</p> <p>○想定最大規模での排水施設の耐水化は行っていない。</p> <p>○平成 29 年の新宮市街地における内水浸水被害を受け、市田川流域大規模浸水対策計画を策定した。</p> <p>○治水容量を持たない利水専用ダム（池原ダム、風屋ダム）で自主的に空き容量を確保し洪水を軽減する措置を講じている。平成 24 年度出水期以降は、さらなる空き容量を確保した暫定運用を行っている。</p> <p>●現状の排水施設の操作・運用について、大規模氾濫時の効果を確認する必要がある。</p> <p>●大規模氾濫時に影響のある排水施設について、耐水化を検討する必要がある。</p> <p>●想定最大規模降雨による洪水時の各市町の浸水箇所に対する排水ポンプ車配置計画が作成されていない。</p> <p>●水害の頻発・激甚化に対して、排水機材や排水施設が不足・機能しない可能性がある。</p> <p>●水門・樋門等の操作規則が明確となっていない施設で、適切な操作ができない可能性がある。</p>

⑤被災後の早期復旧・復興に関する事項

項目	○現状と●課題	
被災者支援について	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画で被災者支援を規定している。 ○災害時気象支援資料、被災状況等の資料を提供している。 ●長期避難生活に対して、地域防災計画で規定されている被災者支援の有効性を確認する必要がある。 ●想定される大規模氾濫に対して、仮設・復興住宅の建設候補地を検討する必要がある。 	M
災害廃棄物について	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理計画を策定している。 ●想定される大規模氾濫に対して、災害廃棄物処理計画の有効性を確認する必要がある。 	N

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び氾濫水の排水等の対策を実施することで、協議会構成機関が連携して平成32年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

計画規模を上回る洪水による被災経験を踏まえて、いかなる洪水に対しても、一人一人が命を守る行動をとり、発生しうる被害を最小限に食い止めることとし、社会経済活動の早期回復を可能とする防災・減災社会を作る。

【目標達成に向けた5本柱の取組】

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、熊野川において以下の項目を5本柱とした取組を実施する。

1. 迫りくる危機を把握し、事前に回避するための避難行動、自主防災意識の向上
2. 的確な状況把握とそれに応じた効果的な水防活動の実施
3. 洪水を安全に流下させる河道と被害を最小限に食い止める粘り強い堤防の整備
4. 被害発生を防ぎ、一刻も早く浸水を解消させるための排水施設の運用
5. 被災後の迅速な復旧・復興の実現

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、協議会構成機関が取り組む取組項目を次のとおり設定した。

なお、主な取組項目については、各協議会構成機関が連携してしていくものとし、現状実施している施策や実施予定の施策については、今後も継続的に実施していくものとして位置付けた。

6.1. ハード対策の主な取組

協議会構成機関が実施するハード対策（取組方針③に該当）のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
■洪水を河川内で安全に流す対策 <ul style="list-style-type: none">河道掘削、護岸整備（熊野川、佐野川） (今後概ね5年間で整備する区間)特に被害が生じる恐れのある区間において、 河道掘削を実施	令和2年度 (平成32年度) 令和3年度 (平成33年度)	和歌山県 三重県 近畿地整	K
■危機管理型ハード対策 <ul style="list-style-type: none">天端の保護 (今後概ね5年間で整備する区間【近畿地方整備局設定】)裏法尻の補強 (今後概ね5年間で整備する区間【近畿地方整備局設定】)	令和2年度 (平成32年度)	近畿地整	K
■流木や土砂の影響、洪水氾濫への対策 <ul style="list-style-type: none">土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備	継続的に実施	和歌山県 三重県	K
■人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策	継続的に実施	和歌山県	K
■市田川流域大規模浸水対策計画の推進 <ul style="list-style-type: none">市田川流域大規模浸水対策計画の推進	継続的に実施	新宮市 和歌山県 近畿地整	L

6.2. ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①迫りくる危機を把握し、事前に回避するための避難行動、自主防災意識の向上

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
■情報伝達・避難計画等			
<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの検証 (住民参加の試行運用の実施、情報の一元化、地区タイムライン等の策定と検証、情報提供ツールの検証、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の更新) ・三重県版タイムラインの<u>策定運用</u> ・各機関のタイムラインの共有 	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市 和歌山県 三重県 近畿地整	B
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の河川状況等を河川管理者と関係市町が直接伝達するホットラインの構築（水位の状況等を伝達） 	継続的に実施	田辺市 新宮市 紀宝町 熊野市 和歌山県 三重県 近畿地整	B
<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等による上記の検証と改善 	継続的に実施	田辺市 新宮市 熊野市 紀宝町 和歌山県 三重県 近畿地整	B
・洪水予報河川、水位周知河川にかかる検討及び水位設定の調整	平成 30 年度	和歌山県	B

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
・洪水予報河川、水位周知河川にかかる検討及び水位設定の調整	令和 2 年度 (平成 32 年度)	三重県	B
・洪水警報、危険水位等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知	継続的に実施	和歌山県 気象台	B
・想定最大外力による大規模氾濫の場合の広域的な避難対策の検証	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 熊野市 近畿地整	C
・洪水予報文の改善	平成 28 年度	気象台 近畿地整	D

※想定最大外力とは、「想定しうる最大規模の外力（L 2）」のことをいう。

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
■平時から住民等への周知・教育・訓練			
・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	令和元年度 (平成 31 年度)	和歌山県 三重県	A
・想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップの策定・周知	継続的に実施	田辺市 新宮市 紀宝町	C
・分かり易く、利活用されるハザードマップの作成、周知に向けた検討	継続的に実施	新宮市 紀宝町	C
・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施	継続的に実施	新宮市 近畿地整	F
・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップや避難誘導表示板などの整備	令和元年度 (平成 31 年度)	田辺市 新宮市 紀宝町 近畿地整	C
・自治会単位での啓発活動の実施 ・避難対策ワークショップの実施 ・防災（水防）訓練の実施	令和 2 年度 (平成 32 年度)	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市 和歌山県 近畿地整	F
・出前講座等の実施	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市 和歌山県 近畿地整	F
・「和歌山県防災教育指導の手引き」の更新	令和元年度 (平成 31 年度)	和歌山県	F
・小中学校における水災害教育の実施	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市 和歌山県 近畿地整	F

※想定最大外力とは、「想定しうる最大規模の外力（L2）」のことをいう。

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
・防災意識の醸成を図るための町民防災会議の実施	継続的に実施	紀宝町	
<p style="color: red;">・要支援者施設における避難計画の策定及び訓練の促進</p> <p>・要配慮者利用施設における避難計画作成及び避難訓練実施の促進</p>	継続的に実施	田辺市 新宮市 紀宝町 熊野市 和歌山県 三重県	E
・要配慮者利用施設管理者等へ説明会等の実施	継続的に実施	和歌山県	E
・要配慮者利用施設の地域防災計画への記載	平成 30 年度	田辺市 新宮市 熊野市	E
・要配慮者利用施設への通知と計画の確認	継続的に実施	新宮市 熊野市 和歌山県	E
・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	継続的に実施	近畿地整	D
・地区単位で効率的な避難を推進	継続的に実施	新宮市 紀宝町	DF
・老人福祉施設との福祉避難所の協定締結	平成 29 年度	紀宝町	
・共助に関する取組事例の共有、取組強化	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市	E
・不動産関連業者に対し、水害リスクに関する説明会を実施	継続的に実施	和歌山県 三重県 近畿地整	

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備			
・円滑かつ迅速な避難に資する施設整備 (ソフトインフラ)	令和 2 年度 (平成 32 年度)	新宮市 紀宝町 気象台 近畿地整	DEK
・避難路の整備	継続的に実施	紀宝町	C
・土砂災害の危険性、緊急性の高い箇所に対する避難路・避難場所の安全対策の強化	継続的に実施	和歌山県 三重県	C

②的確な状況把握とそれに応じた効果的な水防活動の実施

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
■水防活動の効率化及び水防体制の強化			
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市 和歌山県 三重県 近畿地整	DI
・消防団や地域住民が参加した重要水防箇所及び水防資材の共同点検の実施	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市 和歌山県 近畿地整	HI
・重要危険箇所の水位を観測するための水位計、雨量計の設置、河川監視用カメラの整備 (熊野川、北山川、相野谷川、 神内川、井田川)	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 和歌山県 三重県 近畿地整	GK
・防災無線のデジタル化	令和 2 年度 (平成 32 年度)	田辺市 新宮市 紀宝町 和歌山県 三重県	D

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
・緊急速報メール、ICTを活用した情報提供	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市 和歌山県 三重県 近畿地整	DG
・防災ポータルアプリの開発	平成30年度	和歌山県	DG
・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	継続的に実施	田辺市 新宮市 紀宝町 熊野市 和歌山県 近畿地整	DG
タイムラインのシステムの構築	平成30年度	紀宝町	
太陽光発電及び蓄電池の整備	平成28年度	紀宝町	
避難所へのWi-Fi環境の整備	平成30年度	紀宝町	
・ウェブサイト、テレビで洪水予報、河川水位、カメラ映像、気象情報を提供	継続的に実施	新宮市 紀宝町 和歌山県 三重県 気象台 近畿地整	DG

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
・防災わかやまメールで河川水位情報等の配信	継続的に実施	和歌山県	DG
・防災みえメールで河川水位情報等の配信	継続的に実施	三重県	DG
・洪水警報、危険水位等について、一斉指令システム等により関係機関へ通知	継続的に実施	和歌山県 気象台 近畿地整	CG
・必要な水防資機材の配備	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市 和歌山県 三重県 近畿地整	I
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 熊野市 和歌山県 近畿地整	FI
・消防団等の避難場所の確保	平成 29 年度	新宮市 紀宝町 熊野市	CG
・各管理者の情報を一括して配信できる仕組みの必要性の確認と構築	令和 2 年度 (平成 32 年度)	協議会全体	G
・大規模氾濫に対する水防関係者間での連携、協力に関する検討 (TV 会議等により実施)	継続的に実施	新宮市 紀宝町 近畿地整	I
・河道掘削や排水機場等の事業効果周知	継続的に実施	近畿地整	

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
■市町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進			
・水防協力団体の募集・指定を促進	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村	I
・水門、樋門、排水施設等の確実かつ的確な運用体制の確保	継続的に実施	田辺市 新宮市 紀宝町 和歌山県 三重県 近畿地整	II
・庁舎、災害拠点病院等に関する情報の共有	継続的に実施	田辺市 新宮市 紀宝町 北山村 和歌山県	J
・大規模氾濫時の庁舎等の機能維持及び重要資機材への影響の確認と有効な対策の実施	令和2年度 (平成32年度)	新宮市 紀宝町 近畿地整	J
・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施	継続的に実施	該当なし	J

④被害発生を防ぎ、一刻も早く浸水を解消させるための排水施設の運用

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
■排水施設、排水資機材の運用方法の改善			
・現況施設、保有資機材の情報共有	継続的に実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 和歌山県 三重県 近畿地整	L
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した熊野川下流部排水計画（案）を作成	平成 28 年度	近畿地整	L
・水門、樋門等の自動化	継続的に実施	和歌山県 近畿地整	L
・水門、樋門、排水施設の整備、点検、維持管理の実施	継続的に実施	田辺市 新宮市 紀宝町 和歌山県 三重県 近畿地整	L
・排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	継続的に実施	新宮市 紀宝町 近畿地整	L
・排水施設の耐水化	令和 2 年度 (平成 32 年度)	近畿地整	L
・排水ポンプ車、可搬式ポンプの配備	継続実施	田辺市 新宮市 北山村 紀宝町 和歌山県 近畿地整	L
・浸水軽減地区の指定検討	-	該当なし	-

⑤被災後の迅速な復旧・復興の実現

※■は継続的に実施予定の施策

主な取組項目	目標時期	取組機関	課題の対応
■早期復旧を実現するための被災後の対応			
・地域防災計画の被災者支援の検証（避難所生活、仮設・復興住宅及び避難所用地の確保等）	令和元年度 (平成 31 年度)	田辺市	M
・災害廃棄物処理計画の策定	令和元年度 (平成 31 年度)	田辺市 新宮市	N

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、改めて検討を行い、必要に応じて取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、隨時、取組方針を見直すこととする。

